

秦野市職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについて

秦野市職員の自己啓発等休業に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年2月21日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地方公務員法第26条の5に基づく自己啓発等休業制度について定めるため、制定するものであります。

秦野市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、その職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、その職員の勤務成績その他の事項を考慮したうえで、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果を挙げるために特に必要な場合として規則で定める場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（その大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、その教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員がその課程を履修する場合に限る。）
- (3) 学校教育法第108条に規定する短期大学

- (4) 前3号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (5) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (6) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (7) 前各号に掲げる教育施設に準ずる教育施設として任命権者が認めるもの（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（その奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びにその期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、その自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないこと。

- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、その職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、その職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) その職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) その職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない場合
- (3) その職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、その職員と定期的に連絡をとることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(自己啓発等休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第7条第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によってその申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、その業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、その申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更

新する場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 秦野市職員の退職手当に関する条例(昭和38年秦野市条例第6号。以下この条において「退職手当条例」という。)第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に勤務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数を、同法第55条の2第1項ただし書きに規定する事由又はこれらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは「その月数(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の効率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秦野市職員の定数に関する条例の一部改正)

2 秦野市職員の定数に関する条例(昭和30年秦野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 秦野市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年秦野市条例第号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

秦野市職員の自己啓発等休業に関する条例を制定することについて

1 条例制定の背景

公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員の自発性や自主性を生かした幅広い能力の開発、国際協力の機会を提供するための柔軟な仕組みとして、平成19年に地方公務員法が改正され、自己啓発等休業制度が創設されました。

2 制定の理由

本市においても、生産年齢人口の減少や働き方の多様化などにより職員採用試験の受験者が減少しているほか、早期退職者が増加しており、人材の確保や育成に取り組んでいく必要性がより一層高まっています。

このような中、職員に幅広い能力開発を促す自己啓発の機会を提供することで、その結果を職務復帰後に本市の行政運営に還元することを期待するとともに、新たな人材の確保につなげることを目的として、自己啓発等休業制度を創設するものです。

3 条例の内容

(1) 休業の事由

ア 大学等における修学

国内外の大学（大学に設置される専攻科及び大学院を含む。）や短期大学、専門学校等の課程に在学して、その課程を履修

イ 国際貢献活動

独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動への参加

(2) 休業の申請及び承認

職員が休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績、大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮したうえで、承認・不承認を決定

(3) 休業の期間

ア 大学等における修学 2年（特に必要な場合は3年）

イ 国際貢献活動 3年

(4) 職員の身分等

ア 職を保有するが、職務に従事せず、給与は支給しない。

イ 休業している職員は定数外とする。

4 施行日

公布の日

秦野市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則制定案のあら
まし

1 休業の承認の申請手続

条例第6条第1項の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、休業を始めようとする日の1か月前までに行うものとする。

2 職務復帰

自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、その自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰する。

3 人事異動通知書の交付

次に掲げるときは、職員に対して人事異動通知書を交付しなければならないこと。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認するとき
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認するとき
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰したとき
- (4) 職員の自己啓発等休業の承認を取り消したとき

4 報告等

自己啓発等休業から職務に復帰した職員は、自己啓発等の成果を証明できる書類を添えて、速やかに自己啓発等休業状況報告書を提出するものとする。ただし、条例第8条の規定により自己啓発等休業の承認が取り消された場合は、この限りではない。

5 昇給日

条例第11条の規則で定める日は、秦野市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（（昭和40年規則第27号）第10条に規定する昇給日とする。